

第三者評価機関の認証申請 F A Q

令和6年度版

Q 1 登記簿謄本は写しの提出でもよいか。

A 1 写しでも可能です（交付から3か月以内）。この場合、原本は申請者で保管願います。

Q 2 認証の継続申請をする場合、前回と変更のない書類は省略できるか。

A 2 省略はできませんので、書類全て必ず提出してください。

申請者にとって認証の継続申請をすることは、これまで行ってきた評価事業を見直す一つの機会ですので、改めて内容を確認の上、提出してください。

Q 3 今年度に外部評価機関の選定申請を行う場合、重複する書類は添付を省略してよいか。

A 3 省略できません。御手数ですが、それぞれ提出してください。

Q 4 決算書とはどの程度まで提出すればいいか。

A 4 法人全体の直近期別（年度）の貸借対照表及び損益計算書です。

ただし、継続申請を行う評価機関にあっては、他の経理と区分している第三者評価事業の経理（収支）が記載されている部分についても提出してください。損益計算書を作成していない法人は、同様の性格を有する財務諸表で代えることができます。

（例：事業活動収支計算書、活動計算書）

Q 5 法人住所が県外の場合、県内の事務所は登記されている必要はあるか。

A 5 登記までは求めていません。

ただし、県内の事務所の住所を確認するため、HPや定款、パンフレットなどに県内の事務所について記載されている必要があります。

Q 6 継続申請を行う場合、地域密着型サービス外部評価の実績しかない場合は、第三者評価の実績なしとなるのか。

A 6 外部評価の実績も第三者評価の実績とみなしています。

Q 7 継続申請を行う場合における第三者評価の実績とは、既に評価結果が公表となったものだけか。

A 7 今年度中に評価結果が公表とならなければ実績とはなりません。

Q 8 組織及び運営に関する事項を記載した書面とは具体的に何か。

A 8 申請者が作成する第三者評価事業に関する業務規程や運営規程などです。

Q 9 役員にはどこまで含めるのか。

A 9 法人の形態により異なるため、定款や寄付行為などで確認してください。

なお、定款などの定めに関わらず、**登記されている方は全て役員**として扱ってください。

Q 10 会員とはどの程度までをいうのか。

A 10 個人法人を問わず、申請者の意思決定などに参加できる会員です。

法人によっては会員を正会員、準会員、賛助会員などに分け、会費や総会での議決権に柔軟性を持たせている場合があります。このような場合、ここにいう会員とはあくまで**申請者である法人の意思決定に何らかの影響を与えられる会員**となります。なお、会員名簿に記載するのは会員の氏名のみで、住所などの個人情報是不要です。

Q 11 評価調査員の修了証の写しは、養成研修、継続研修のどちらか。

A 11 直近で受講した研修の修了証を添付してください。なお、継続申請の場合も修了証の添付を省略することはできません。

Q 1 2 評価調査員予定者名簿の経験年数は何の年数を記載すべきか。

A 1 2 資格欄に記載する資格や経歴等に係る経験年数を記載してください。

Q 1 3 自ら福祉サービスを実施している場合、誓約書にはどのように記載すべきか。

A 1 3 実施している福祉サービスを明示してください。